

学校法人聖泉学園一般事業主行動計画
(次世代育成支援対策推進法)

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月1日 ～ 令和5年3月31日

2. 内容

目標1：出産や育児に係る産前産後休暇や育児休業、休暇等の制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和2年8月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布するとともに学内ホームページ等を活用し学内周知と啓発を図り、休暇、休業の取得を推進させる。

目標2：超過勤務を削減するためにノー残業デーを設ける。

<対策>

- ・令和2年8月～ 超過勤務状況を確認し、ノー残業デーにおける定時退勤の徹底を図るとともに超過勤務の状況を必要に応じてヒアリングを行う。